

第四十八回
参議院商工委員会会議録 第五号

(一〇六)

昭和四十年三月二日(火曜日)
午後一時五十分開会

出席者は左のとおり。

委員長

豊田 雅孝君

理事

赤間 文三君

委員

川上 为治君

植垣弥一郎君

大谷藤之助君

梶原 茂嘉君

前田 久吉君

阿部 竹松君

大矢 正君

中田 鈴木 一弘君

奥 むめお君

國務大臣

通商産業大臣

政府委員

通商産業政務次官

通商産業大臣官房長

通商産業大臣官房会計課長

通商産業省重工業局長

大慈跡嘉久君

事務局側

常任委員会専門員

小田橋貞寿君

○特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから商工委員会を開会いたします。委員長及び理事打ち合わせ会の協議事項について御報告いたします。

本日は、特許法等の一部を改正する法律案及び石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を聴取することになりましたから、御了承願います。

○委員長(豊田雅孝君) それでは、これより議事に入ります。

二月二十二日、本委員会に付託されました特許法等の一部を改正する法律案並びに石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。櫻内通産大臣。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいま提案になります特許法等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその概要につき御説明申し上げます。

この法律案は、先年、リスボンで改正された工業所有権の保護に関するパリ条約及び原産地の虚偽表示の防止に関するマドリッド協定へ加入することに伴いまして、特許法、実用新案法、商標法及び不正競争防止法の一部改正を行なうのがおもな内容でございます。なお、リスボン改正条約及び協定への加入につき御承認を得るため、今国会で御審議をいたたくこととなっております。右の改正条約等への加入に際しましては、これが必要となつておりますので、ここに特許法等の

一部を改正する法律案を提出いたしました次第でございます。

本法律案の概要につき御説明申しあげます。第一は、優先権主張に関する手続についての改正であります。すなわち、優先権を主張した者は、最初に出願をした国の出願の番号を届け出なければなりません。これが優先権主張の基礎となつた最初の出願を参考しやすくなるためであります。

第二は、権利の不実施を理由とする強制実施の請求については、出願の日から四年を経過していないと請求できない旨、追加いたしましたこと、また、その場合の実施権は、相続その他一般承継の場合は、実施の事業とともに限ることとするとすることとあります。これは、特許権者の保護をより厚くするためのものであります。

第三は、同盟国において、商標権を有している者の日本における代理人または代表者が、本来の商標権所有者の承諾を得ず、かつ、自己の名義で、日本でその商標を出願し、または使用する場合、本来の商標権所有者を保護するための規定を設けることとあります。

第四は、国際連合、欧州経済共同体等の政府間国際機関の記章等と同一または類似の商標の使用を禁止することとあります。これは從来、国家の記章等についてのみ保護の対象としておりました

のを拡大しようとするものであります。

第五は、原産地について、同一国内の別の地において産出された旨の誤認を生じさせる表示の使用差し止めを行ない得ることとすることとあります。第六は、従来、商品の品質内容または数量につき誤認を生じさせる表示を禁止しておりますが、さらに、商品の製造方法用途につきましても、同様に規制することとすることとあります。

また、最近におきましては、わが国における石油需要の急速な増大に対処して、総合エネルギー政策の一環として海外油田の開発が強く要請されておりますが、同社もこの要請にこたえまして、その技術を活用しつつ、海外の原油採掘開発事業に積極的に取り組むこととなる等、同社をめぐる事情も大きく変化して、その国策的な使命はますます重大なものとなつてしましました。

このように、同社の事業が最近国内外にわたり規模を拡大してきていることに伴いまして、そ

開催する博覧会であつても、特許庁長官の指定するものに出品した物にかかる説明等につきましては、一定期間内に出願すれば、新規性を失わないこととすることとあります。これは、最近博覧会等の開催が増加してきたため、出品物についての保護を強化するためであります。

以上が本法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上可決せられますようお願い申し上げる次第でございます。

次に、石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

石油資源開発株式会社法は、昭和三十年に制定された法律であります。この法律に基づきまして、同年末に石油資源の開発を急速かつ計画的に行なうことを目的として石油資源開発株式会社が設立されました。その後、現在まで九年余の間にわが国の石油資源の探鉱開発事業は同社が中心となつて進められ、その事業もほぼ順調な足取りをたどつてまいりました。すなわち、同社は、設立以来すでに二十余の新油ガス田を発見するとともに、その生産量も、原油については年産約五十万キロリットルと全国生産量の過半を占めるに至つており、天然ガスについても年産約五億立方メートルと大幅な増大を示してまいりました。

また、最近におきましては、わが国における石油需要の急速な増大に対処して、総合エネルギー政策の一環として海外油田の開発が強く要請されておりますが、同社もこの要請にこたえまして、その技術を活用しつつ、海外の原油採掘開発事業に積極的に取り組むこととなる等、同社をめぐる事情も大きく変化して、その国策的な使命はます

の事業の円滑かつ適切な遂行をはかるため、ここに石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案を提出いたした次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。改正点の第一は、取締役の人数のワクを七人から九人に拡大することであります。これは同社が今後海外の事業を積極的に遂行してゆくにあたる、社内の経営態勢を一そく充実させる必要がありますとともに、国内の事業につきましても、その規模の拡大に伴つて合理的な経営をはかるための経営陣の強化が必要となってきたことによるものであります。

第二の改正点は、同社が海外の地域において、石油資源の開発に関し必要な事業を営むことがでるべき旨を明定するとともに、同社が海外の事業を営もうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならぬこととしたことであります。今後同社は、海外における事業に積極的に取り組み、その規模も漸次拡大してゆくことを強く要請されておりますので、これを同社の事業範囲として明定することとし、同時に、海外の事業は長期的計画のもとに多額の資金を投入して行なわれるものが多いためにかんがみまして、そのような事業を行なうに際しては、通商産業大臣の認可を受けるなければならないこととして事業の適正かつ合理的な発展を期すこととしたものであります。

その他、鉱業権の譲り受けについても、若干の改正をいたしております。以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で両案の提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は後日に譲ることといたします。

午後一時五十九分散会

二月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、盲人世帯に対する家庭電気料金の動力料金なみ低減に関する請願(第七三四号)

第七三四号 昭和四十年二月九日受理
盲人世帯に対する家庭電気料金の動力料金なみ低減に関する請願

請願者 東京都新宿区西大久保四ノ一七〇

東京ヘレンケラ協会内日本盲人

会連合内 金成甚五郎

紹介議員 岸田 幸雄君 江藤 智君

川上 炳治君

盲人世帯の家庭電気料金を動力料金なみに低減するため、立法措置又は通商産業省及び電力会社等への勧告を切望するとの請願。

理由

一、盲人世帯における電化製品に対する執着と、その利用度は、世人一般に比してより高いが、購入費負担の大きいこともさることながら、電気料金が生計に及ぼす比重が高いので、使用制約を余儀なくされている。

二、盲人は機械器具等の高度の利用によって、はじめて一般世人同様の生活ができる。盲人の生活は現在、まだ世人よりも低く、そのへだたりはほど遠いが、これは盲人世帯の経済的負担の過重が原因である。

二月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、特許法等の一部を改正する法律案

一、石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)
第一条 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「開設する博覧会」の下に「若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であります。ただし、その特許発明に係る特許出願の日から四年を経過していないときは、この限りでない。」

第三十一条第一項中「通常実施権は、」の下に「第八十三条第二項若しくは」を加え、「同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「通常実施権者は、」の下に「第八十三条第二項若しくは」を加え、同項の次に次の二項を加える。

〔パリ条約〕
五百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十四年六月二日にロンドンで、及び千九百三十五年十一月六日にハーフで、及び千九百三十六年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。」に、「同盟条約」を「パリ条約」に改める。

第一条 實用新案法(昭和三十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。
第二十一条第一項に次のただし書きを加える。
ただし、その登録実用新案に係る実用新案とみなされた出願をし又はに、「同条甲第二号」を「同条A(2)」に改め、同条第三項中「前項」

を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「同盟条約」を「パリ条約」に、「第四条甲第二号」を「第四条C(4)」の規定により最初の出願を「若しくは同条C(4)」の規定により最初の出願とみなされた出願をし若しくは同条A(2)」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 第二項の規定による優先権の主張をした者は、最初の出願若しくはパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載した書面を前項に規定する書類とともに特許庁長官に提出しなければならない。ただし、同項に規定する書類の提出前にその番号を知ることができないとき

は、当該書面に代えてその理由を記載した書面を提出し、かつ、その番号を知つたとき

は、遅滞なく、その番号を記載した書面を提出しなければならない。

(商標法の一部改正)
第三条 商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第二号を次のように改める。
二、パリ条約(千九百年十二月十四日にワシントンセールで、千九百十一年六月二日にハーフで、及び千九百二十五年十一月六日にハーフ

第八十三条第一項に次のただし書きを加える。
ただし、その特許発明に係る特許出願の日から四年を経過していないときは、この限りでない。

第九十四条第一項中「通常実施権は、」の下に「第八十三条第二項若しくは」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「通常実施権者は、」の下に「第八十三条第二項若しくは」を加え、同項の次に次の二項を加える。

〔パリ条約〕
千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十四年六月二日にロンドンで、及び千九百三十五年十一月六日にハーフで、及び千九百三十六年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。」に、「同盟条約」を「パリ条約」に改める。

第三十二条第一項中「通常実施権は、」の下に「第八十三条第二項若しくは」を加え、「同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「通常実施権者は、」の下に「第八十三条第二項若しくは」を加え、同項の次に次の二項を加える。

〔パリ条約〕
千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十四年六月二日にロンドンで、及び千九百三十五年十一月六日にハーフで、及び千九百三十六年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。」に、「同盟条約」を「パリ条約」に改める。

第三十三条第一項の裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合及び相続その他的一般承継の場合に限り、移転することができる。

3 第八十三条第一項の裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合及び相続その他的一般承継の場合に限り、移転することができる。

〔パリ条約〕
千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十四年六月二日にロンドンで、及び千九百三十五年十一月六日にハーフで、及び千九百三十六年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。」に、「同盟条約」を「パリ条約」に改める。

第三十四条第一項中「通常実施権は、」の下に「第八十三条第二項若しくは」を加え、「同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「通常実施権者は、」の下に「第八十三条第二項若しくは」を加え、同項の次に次の二項を加える。

〔パリ条約〕
千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十四年六月二日にロンドンで、及び千九百三十五年十一月六日にハーフで、及び千九百三十六年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。」に、「同盟条約」を「パリ条約」に改める。

第三十五条第一項の裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合及び相続その他的一般承継の場合に限り、移転することができる。

〔パリ条約〕
千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十四年六月二日にロンドンで、及び千九百三十五年十一月六日にハーフで、及び千九百三十六年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。」に、「同盟条約」を「パリ条約」に改める。

第三十六条第一項の裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合及び相続その他的一般承継の場合に限り、移転することができる。

〔パリ条約〕
千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十四年六月二日にロンドンで、及び千九百三十五年十一月六日にハーフで、及び千九百三十六年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。」に、「同盟条約」を「パリ条約」に改める。

第三十七条第一項の裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合及び相続その他的一般承継の場合に限り、移転することができる。

〔パリ条約〕
千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十四年六月二日にロンドンで、及び千九百三十五年十一月六日にハーフで、及び千九百三十六年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。」に、「同盟条約」を「パリ条約」に改める。

第三十八条第一項の裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合及び相続その他的一般承継の場合に限り、移転することができる。

〔パリ条約〕
千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十四年六月二日にロンドンで、及び千九百三十五年十一月六日にハーフで、及び千九百三十六年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。」に、「同盟条約」を「パリ条約」に改める。

第三十九条第一項の裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合及び相続その他的一般承継の場合に限り、移転することができる。

〔パリ条約〕
千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十四年六月二日にロンドンで、及び千九百三十五年十一月六日にハーフで、及び千九百三十六年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。」に、「同盟条約」を「パリ条約」に改める。

第四十条第一項の裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合及び相続その他的一般承継の場合に限り、移転することができる。

〔パリ条約〕
千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十四年六月二日にロンドンで、及び千九百三十五年十一月六日にハーフで、及び千九百三十六年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。」に、「同盟条約」を「パリ条約」に改める。

第四十一条第一項の裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合及び相続その他的一般承継の場合に限り、移転することができる。

〔パリ条約〕
千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十四年六月二日にロンドンで、及び千九百三十五年十一月六日にハーフで、及び千九百三十六年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。」に、「同盟条約」を「パリ条約」に改める。

第四十二条第一項の裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合及び相続その他的一般承継の場合に限り、移転することができる。

〔パリ条約〕
千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十四年六月二日にロンドンで、及び千九百三十五年十一月六日にハーフで、及び千九百三十六年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。」に、「同盟条約」を「パリ条約」に改める。

百八十三年三月「十日のパリ条約、千九百零四年六月十四日にブランセルで、千九百二十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にハーベーで、及び千九百三十四年六月一日にロンドンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十二日のパリ条約及び千九百零年十一月十四日にブルッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで改正された工業所有権の保護に関する千八百五十八年十月三十一日に里斯ボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十二日のパリ条約をいう。以下この条において同じ。」の同盟国の國の紋章その他の記章（パリ条約の同盟國の國旗を除く。）であつて、通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

4 第四条第一項第五号中「同盟条約」を「パリ条約」に改め、同項第九号中「開設する博覧会」の下に「若しくは政府等以外の者が開設する」とき博覧会であつて特許庁長官が指定するものを加え、同条に次の二項を加える。

第五十三条の二の規定により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した場合において、その審判の請求人が当該審決によつて取り消された商標登録に係る商標又はこれに類似する商標について商標登録出願をするときは、第二項第十三号の規定は、適用しない。

第九条第一項中「開設する博覧会」の下に「若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するもの」を加え、「同盟条約（千九百零年十二月二十四日にブランセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にハーベーで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権保護に関する千八百八十三年三月二十二日のパリ条約をいう。以下同じ。）」を「パリ条約（千九百零四年六月二日にワシントンで改正された工業所有権の保護に関する千八百五十八年十月三十一日に里斯ボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十二日のパリ条約をいう。以下この条において同じ。）」の同盟国の國の紋章その他の記章（パリ条約の同盟國の國旗を除く。）であつて、通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

一九〇六年六月二十一日にワシントンで、一千九百二十一年六月二十一日六月にハーフで、一千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び一千九百五十八年十月三十日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。」に、「同盟条約の」を「パリ条約の」に改める。

第十五条に次の一号を加える。

四 その商標登録出願に係る商標がパリ条約の同盟国において商標に関する権利（商標権）に相当する権利に限る。（以下同じ。）を有する者の当該権利に係る商標又はこれに類似する商標であつて当該権利に係る商品又はこれに類似する商品について使用をするものであり、かつ、その商標登録出願が、正当な理由がないのに、その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないのでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願の日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者によつてされたものであるとき。ただし、その商標に関する権利を有する者からその商標登録出願が本文の規定に該当することをその理由とする登録異議の申立てがあつた場合に限る。

第五十三条の次に次の二条を加える。

第五十三条の二 登録商標がパリ条約の同盟国において商標に関する権利を有する者の当該権利に係る商標又はこれに類似する商標であつて当該権利に係る商品又はこれに類似する商品を指定商品とするものであり、かつ、その商標登録出願が、正当な理由がないのに、その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願の日前一年以内に代理人若しくは代表者であるときは、その商標に関する権利を有する者は、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

第五十三条の三 前条の審判は、商標権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

第五十五条 第五十六条第一項、第六十一条及び第六十三条第二項中「又は第五十三条第一項」を、「第五十三条第一項又は第五十三条の二」に改める。

第六十八条第四項中「第四十六条まで」の下に「、第五十三条の二から第五十四条まで」を加える。

(不正競争防止法の一部改正)

第四条 不正競争防止法(昭和九年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「国」を「地」に改め、同条第五号中「内容」の下に「製造方法、用途」を加え、同条に次の一項を加える。

千九百年十二月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月一日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にハーフで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約ノ同盟国(以下単ニ同盟国ト称ス)ニ於テ商標ニ関スル権利(商標権ニ相当スル権利ニ限ル以下同ジ)ヲ有スル者ハ其ノ代理人若ハ代表者又ハ代理人若ハ代表者タリシ者ニシテ正当ノ理由ナキニ拘ラズ当該商標ニ関スル権利ヲ有スル者ノ承諾ナクシテ当該権利ニ係ル商標ト同一若ハ類似ノ商標ヲ同一若ハ類似ノ商品ニ使用シ又ハ之ヲ使用シタル同一若ハ類似ノ商品ヲ販売、拡布若ハ輸出スルモノニ対シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得但シ代理人又ハ代表者タリシ者ニシテ其ノ行為開始ノ日前一年以内ニ代理人又ハ代表者ニ非ザリシモノニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ

改め、同条第一項中「前条各号」を「前条第一項各号」に改め、同項の次に次の一項を加える。
故意又ハ過失ニ因リ前条第二項ノ行為ヲタル代理人若ハ代表者又ハ当該行為開始ノ日
前一年以内ニ代理人若ハ代表者タリシ者ハ之ニ因リ營業上ノ利益ヲ害セラレタル同項ノ商
標ニ関スル権利ヲ有スル者ニ対シ損害賠償ノ責ニ任ズ。

第二条第一項第四号中「第一条第一号」を「第
一条第一項第一号」に改める。

第三条中「工業所有権保護同盟條約国」を「同
盟國」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条ノ二 同盟國ノ加入スル政府間国際機関
ノ紋章、旗章其ノ他ノ徽章、略称又ハ名称ニ
シテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又ハ類似
ノモノハ當該国際機関ノ許可ナクシテ當該國
際機関ト關係アル旨ニ誤認ヲ生ゼシムル方法
ニ依リ之ヲ商標トシテ使用シ又ハ之ヲ商標ト
シテ使用シタル商品ヲ販売若ハ拡布スルコト
ヲ得ズ

第五条第一号中「内容」の下に、「製造方法、
用途」を加え、同条第二号中「第一条第一号」を
「第一条第一項第一号」に改め、同条第三号中
「第一条第三号」を「第一条第一項第三号」に改
め、同条第四号中「前条」を「前二条」に改める。

第六条中「第一条第一号第二号」を「第一条第
一項第一号及第二号並ニ第二項」に、「及第五条
第二号」を「第四条ノ一並ニ第五条第二号」に
改める。

附 則

この法律は、千九百零一年十二月十四日にプラッセ
ルで、千九百十一年六月一日にワシントンで、千
九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十
四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年
十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権
の保護に関する千八百八十三年二月二十日のパリ
条約への加入の効力発生の日から施行する。ただ
し、第四条中不正競争防止法第一条第四号の改正

附
則

第一項中「前条各号」を「前条第一項、同項の次に次の二項を加える。過失ニ因リ前条第二項ノ行為ヲ為シ人若ハ代表者又ハ當該行為開始ノ日内ニ代理人若ハ代表者タリシ者ハ之采上ノ利益ヲ害セラレタル同項ノ商標権利ヲ有スル者ニ対シ損害賠償ノ爲め。」

第一項第四号中「第一条第一号」を「第一次に次の一条を加える。」

「同盟國ノ加入スル政府間國際機関庶章其ノ他ノ徽章、略称又ハ名稱ニ大臣ノ指定スルモノト同一又ハ類似該國際機關ノ許可ナクシテ當該國關係アル旨ノ誤認ヲ生ゼシムル方法ヲ商標トシテ使用シ又ハ之ヲ商標トシタル商品ヲ販売若ハ披布スルコト。

第一号中「内容」の下に「製造方法、

「同条第三号中「第一条第一号」を「同項第一号」を「第一条第一項第二号」に改め、同条第三号中四号中「前条」を「前二条」に改める。

第一条第二号第二号」を「第一条第一号」に改め、第二号第二号」に、「及第五条及第二号並ニ第二項」に、「及第五条第四条ノ二並ニ第五条第二号」に

千九百二十五年十一月六日にヘーネで、千九百三
十四年六月二一日にロンドンで、及び千九百五十八
年十月三十日にリスボンで改正された虚偽の又
は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する千
八百九十一年四月十四日のマドリード協定への加
入の効力発生の日から施行する。

一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律
案
一、中小企業投資成株式会社法の一部を改正
する法律案

入の効力発生の日から施行する。

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律

第四条中「七人以内」を「九人以内」に改める。
第七条第二項中「前項第四号」を「国内において
第一項第四号」に改め、「當もうとするとき」の下

に「、又は海外の地域において前項に規定する事業を営もうとするとき」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「達成するため」の下に「、国内において」を加え、同項の次に次の一項を加える。

額が通商産業省令で定める額をこえないときは、この限りでない。

第二十五条中「第七条第一項」を「第七条第三項」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

二月二十二日予備審査のため、木委員会に左の案件を付託された。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

こえることができない保険（以下「特別小口保険」という。）について、保証をした借入金の額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険關係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

附

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

六十四号)の一部を次のようにより改定する。

四 特定事業を行なう企業組合であつて、その事業に従事する組合員の数が五人以下のもの

第三条の二第一項中「当該信用保証協会が近代化関係中小企業者」の下に「その者ニ係る債務」

保証について前条第一項の保険関係が成立している旨を明記する。

る者を除く」】を加え、同条第三項中「前条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条を第三条の三と

し、第三条第一項中「小企業者一人についての保険金額の合計額が三十万円をこえることができな

い保険(以下「小口保険」という。)並びに」を削り、「第六項」の下に「並びに次第第一項」を加え、同条

第四項中「次条第二項」を「第三条の三第二項」に改め、同條第五項中「保証」を「保証(次条第一項の保

（但し、本件は前項の事実を除く。）を改め、同条第七項及び第八項を削り、同条の次二次の二条と

第七項及び第八項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第二条の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が

小企業者であつて通商産業省令で定める要件を備えているもの（その者に係る債務の保証につ

いて前条第一項又は次条第一項の保険関係が成立している者を除く。)の金融機關からの借入れ

(手形の割引又は給付を受けることを含む。)による債務の保正(特殊保証を含む。)であつてそ

の保証について担保（保証人の保証を含む。）を

提供させないもののをすることにより、小企業者

しているときについての新法第三条の「第二項第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「三十万円」とあるのは「三十万円から当該小企業者につきすでに成立した中小企業信用保険法第三条第一項に規定する小口保険の保険額の合計額を控除した残額」とする。
（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一一部改正）
第四条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。
第十二条第一項中「第三条第一項の」を「第三条第一項又は第三条の二第一項の」に、「同項」を「同法第三条第一項又は第三条の二第一項」に、「第六項及び第七項」を「及び第六項並びに第三条の二第一項及び第三項」に「同条第一項」を同法第三条第一項に、「以下この条において「災害関係保証」とを「以下この条及び次条において「災害関係保証」と」と「中「当該債務者」と」に、「債務の保証をしたときは、災害関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とに、「同条第七項中「債務の保証をした場合において」とあるのは「債務の保証をした場合において、災害関係保証及びその他の保証ごとに」とを「同法第三条の二第一項中「保険額の合計額が」とあるのは「災害関係保証による保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ」と、同条第三項中「当該債務者」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とに改め、同条第二項中「これららの規定中「百分の七十」と」を「同法第三条第一項中「百分の七十」とあり、同法第五条中「百分の七十（特別小口保険にあつては、百分の八十）」とに改める。

(産廃地域における中小企業者についての中小企業者に付する法律の一部改正)
第五条 産廃地域における中小企業者についての
中小企業信用保険に関する特別措置等に関する
法律(昭和三十八年法律第百六十六号)の一部を
次のように改正する。
第二条第三項中「第三条第一項」の下に「又は
第三条の二第一項」を加える。
第三条を次のように改める。
(中小企業信用保険法の特例)
第三条 法第三条第一項又は第三条の二第一項
の保険関係であつて、産廃地域関係保証を受けた産廃地域関係中小企業者に係るものにつ
いての法第三条第一項、第五項及び第六項並
びに第三条の二第一項及び第三項の規定の適
用については、法第三条第一項中「保険額の合計額が」とあるのは「産廃地域における中
小企業者についての中小企業信用保険に関する
特別措置等に関する法律第二条第三項に規定
する産廃地域関係保証(以下この条及び次
条において「産廃地域関係保証」という。)に係
る保険関係の保険額の合計額とその他の保
険関係の保険額の合計額とがそれそれ
と、「その合計額が」とあるのは「産廃地域関
係保証に係る保険関係の保険額の合計額と
その他の保険関係の保険額の合計額とがそ
れぞれ」と、同条第五項中「当該債務者」とあ
るのは「産廃地域関係保証及びその他の保
証ごとに、当該債務者」と、同条第六項中「当該
保証をした」とあるのは「産廃地域関係保証に
係る保険関係の保険額の合計額とその他の
保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ
した」と、法第三条の二第一項中「保険額の合
計額が」とあるのは「産廃地域関係保証に
係る保険関係の保証ごとに、それぞれ当該保
証をした」とする。

第四条中「これらの規定中「百分の七十」とを
「法第二条第二項中「百分の七十」とあり、法第五条中「百分の七十特別小口保険にあつては、
五百円の八十」とに改める。
第五条中「第三条第一項」の下に「又は第三条の二第一項」を加える。

二月二十三日予備審査のため、本委員会に左の文件を付託された。

一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

二、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(衆)

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二を次のように改める。

(検査終了期日)

第二条の二 下請事業者の給付について親事業者が検査をする場合におけるその検査の終了の日は、親事業者がその給付を受領した日から起算して十五日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。この場合において、親事業者がその給付を受領した日から起算して十五日の期間内における検査の終了の期日が定められることができない特別の事情があるときは、公正取引委員会が承認があつたときに限り、その期間をこえて定められることができる。

(下請代金の支払期日)

第二条の三 下請代金の支払期日は、次の各号に掲げる日から起算して、四十五日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

一 下請事業者の給付について検査の終了の期日が定められたときは、その定められた口(その日が前条の規定に違反して定められたもの)の給付を受領した日

二 下請事業者の給付について検査の終了の期日が定められたときは、その定められた口(その日が前条の規定に違反して定められたもの)の給付を受領した日

附 則

二月二十三日予備審査のため、本委員会に左の文件を付託された。

一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する件

ものであるときは、親事業者がその給付を受領した日から起算して十五日を経過した日の前日又は同条の規定による公正取引委員会の承認があつた期間の末日)

2 下請代金の支払期日が定められたときは同項各号に掲げる日が、同項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは同項各号に掲げる日から起算して四十五日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

第三条中「給付の内容」の下に、「その給付について検査をする場合にはその検査の終了の期日」を加える。

第四条の二中「下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日」を「第一条の三第一項各号に掲げる日から起算して四十五日」に改める。

第六条中「又は同条第三号から第六号までに掲げる行為をしたかどうか」を「同条第三号から第六号までに掲げる行為をしたかどうか又は下請代金に係る遅延利息を支払つていなかどうか」に改める。

第七条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 公正取引委員会は、親事業者が下請代金に係る遅延利息を支払つていないと認めるときは、その親事業者に対し、すみやかにその遅延利息を支払うべきことを勧告することができる。第七条に次の二項を加える。

5 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一号に掲げる行為をしていると認める場合において、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるため特に必要があるときは、その旨を公表することができる。

第八条中「前条第一項又は第二項」を「前条第一項から第三項まで」に改める。

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則

2 この法律の施行前にした親事業者の下請事業者に対する製造委託又は修理委託については、改正後の第六条から第八条までに規定する場合を除き、なお従前の例による。

昭和四十年三月五日印刷

昭和四十年三月六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局